

特 記 仕 様 書

工事名	令和 7 年度海面育成施設製作工事
工事場所	製作：請負者製作工場 搬入場所：宮津市小田宿野 1029-3 (京都府水産事務所内)
工 期	契約日又は契約日の翌日 ～ 令和 8 年 3 月 1 9 日

京都府水産事務所

第 1 条 基本設計条件

1 風速 $V = 31.20 \text{ m/sec}$

2 波浪

有義波高（荒天時） $H_{1/3} = 0.80 \text{ m}$
周期 $T = 2.33 \text{ sec}$

3 潮位

設計高潮位（H.W.L.） D.L. + 0.50m
設計低潮位（L.W.L.） D.L. + 0.00m

4 水深 LWL 時 10.0m

5 波長 $L = 8.50 \text{ m}$

6 準拠基準

漁港・漁場の施設の設計参考図書
アルミニウム合金土木構造物設計・製作指針案

第 2 条 トリガイ海面育成施設の仕様

1) トリガイ海面育成施設（基本構造・主要構造物材）

- ・ 海面育成施設の寸法は既設品と同じく、幅 11.96m、長さ 12.8m とする。
- ・ 通路栈橋との乾舷差を少なくするため、乾舷は 0.5m とする。
- ・ 育成施設はアルミニウム合金製とし、主部材の耐用年数は 10 年以上を有するものを使用すること。
- ・ メインフレームは、耐食性アルミニウム合金とすること。
- ・ 栈橋に作用する応力に耐え得る強度を有するため、アルミメインフレームのサイズは $190 \times 110 \text{ mm}$ 以上、断面係数は $Z_x = 102 \text{ cm}^3$ 以上とすること。
- ・ 安定性を考慮し、安定検討時の上載荷重は 1.0 kN/m^2 を耐えうる製品であること。
- ・ メインフレームにはアルミ製のポンプ吊り金具と電気配線固定ポールを取り付ける。
- ・ 作業時の安全性のため、ポンプ吊り金具にステンレス製滑車を取り付けるものとする。

- ・ メインフレームにステンレス製の台座を設置し、電源盤、コンセントボックス、断水警報盤等の電気設備を取り付けられるようにすること。
- ・ アルミメインフレームは、ボルトにより部品の脱着や任意の位置への移動ができる構造とする。

2) 床材

- ・ 育成施設表面の床材は、腐食に強く滑りにくいアルミ製縞鋼板を採用し、強度確保のため、厚みは 4.5mm 以上とすること。
- ・ メンテナンス性を考慮し、ビスで固定すること。
- ・ 作業性と安全性の向上のため、床板と床板の間には FRP 製のグレーチングを配置する。
- ・ 既設通路栈橋からトリガイ海面育成施設への渡しは昇降ステップによるものとする。
- ・ 昇降ステップは腐食に強く、滑りにくいアルミ製縞鋼板のものとし、水位変動に対応できるものとする。

3) トリガイ海面育成施設 浮栈橋部フロート

- ・ フロートは調達が容易な国内製のものとし、耐候性、防食性に優れたフロートとする。
- ・ 外殻材は引張り強さや衝撃強さに優れ、耐寒性及び耐熱性の優れる高密度ポリエチレンとすること。
- ・ 不沈構造とするため内部材は発泡スチロールで満たされたものとする。
- ・ 外殻材と内部材の隙間が生じないブロー製法とすること。
- ・ 内部材としてウレタン発泡体は吸水率が高く適さないため使用しないこと。
- ・ 浸水時の浮力低下の懸念がある内部材の後入れ製法は行わないこと。
- ・ フロート固定ボルトは SUS304 とすること。
- ・ 色はグレーとすること。

4) その他

- ・ 港湾に関わる民間技術の評価に関する規程（平成元年旧運輸省告示第 341 号）第 5 条第 1 項に基づき、浮さん橋の技術評価を受けた実績を有するメーカーを使用すること。
- ・ 鋼材は、国内での調達が容易な JIS 製品を使用すること。
- ・ 使用材料は環境へ悪影響を及ぼす恐れが無いものを使用すること。
- ・ 破損時に部品、部材の交換が容易な構造とすること。
- ・ 製品の輸送費については、請負者の製作工場の所在地等を踏まえ、設計変更の対象とする。